



中小事業者が  
研究機関や大学等と共同研究などを行う際にかかる  
費用の一部を補助します

# 研究機関活用支援事業補助金

補助限度額	補助率	補助対象経費
10万円	1/2	新製品・新技術・新サービスの研究・開発・試験などを研究機関や大学等と共同して行う契約に基づき、研究機関等に支払う費用

※国や東京都等から助成金等の交付がある場合は、補助対象経費の合計額から当該助成金等を差し引いた額の2分の1以内の額、または補助限度額10万円のいずれか低い額とする。

## 事業の例

自社製品の 素材改良	IT・AIを活用した 新サービスの開発	専門的知見を用いた マーケティング調査
自社製品の 効果や耐久性のテスト	現場の作業効率UP のための研究	人間工学等に基づいた 自社製品の改良

## 対象者

次の(1)(2)を満たす中小事業者

- 区内に主たる事業所（法人の場合は本店登録）を有し、区内で東京信用保証協会の保証対象業種を事業として営む個人または法人であること。
- 次のいずれにも該当しない者であること。

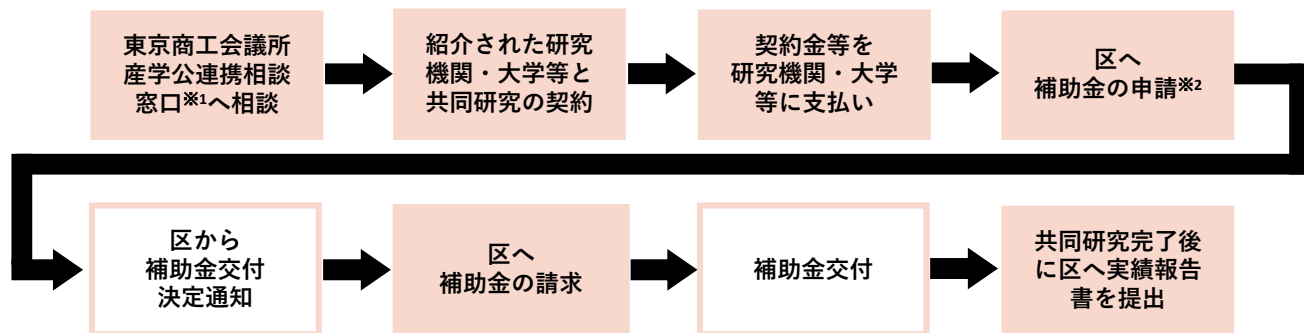
ア 暴力団（杉並区暴力団排除条例（平成24年杉並区条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）又は法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者

イ 納付すべき住民税（区市町村民税及び都道府県民税）及び事業税（法人の場合は法人事業税及び法人住民税）に滞納又は未申告がある者

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する事業を営む者

エ 宗教活動又は政治活動を事業目的とする者

## 申請の流れ (東京商工会議所の産学公連携相談窓口を利用する場合)



### ※1 東京商工会議所 産学公連携相談窓口

大学や公的機関の持つ研究能力や知見、相談機能を広く活用できるよう、東京商工会議所が大学・研究機関との間を橋渡しいたします。

#### お問合せ

東京商工会議所（産学公連携相談窓口） 電話番号：03-3283-7754



### ※2 申請期限

共同研究の契約に係る費用を研究機関や大学等に支払った日の翌日から起算して、6か月以内（研究の完了・未完了は問いません）

## 提出書類

	法人の場合	個人の場合
1	杉並区研究機関活用支援事業補助金申請書（第1号様式） ※杉並区ホームページよりダウンロード（下記QRコード）	
2	杉並区研究機関活用支援事業補助金事業計画書（第2号様式） ※杉並区ホームページよりダウンロード（下記QRコード）	
3	研究機関や大学等との共同研究等の契約書の写し	
4	上記契約に係る支払いを証する書類の写し（領収書等）	
5	登記事項証明書	開業届出書又は青色申告書
6	法人事業税の納税証明書 （最新のもの）	個人事業税の納税証明書 （最新のもの）
7	法人住民税の納税証明書 （最新のもの）	事業主の住民税の納税証明書 （最新のもの）
8	法人代表者の住民税の納税証明書	

## お問合せ・申請先

杉並区産業振興センター就労・経営支援係

住所：〒167-0043

杉並区上荻1-2-1 Daiwa荻窪タワー2階

電話：03-5347-9077

詳しくはホームページをご覧ください。（右記QRコード）  
申請に必要な様式がダウンロードできます。

